

○議長（吉田敏郎）

これより、令和2年度開成町一般会計予算細部説明を順次、担当課長に求めます。  
細部説明は、着座にて説明いただいて結構です。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、令和2年度開成町一般会計予算書をお開きいただきたいと思います。

1 ページ目を御覧ください。

議案第14号 令和2年度開成町一般会計予算。

令和2年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億8千800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

1 ページおめくりいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算、歳入です。1款町税から、3ページ、21款町債まで。

4 ページ歳出に移りまして、1款議会費から、5ページ、13款予備費まで、歳入歳出ともに総額60億8千800万円の予算額となっております。

6 ページをお開きください。第2表、債務負担行為です。令和2年度は5件設定をいたします。事項、期間、限度額は記載のとおりでございます。

第3表、地方債です。起債の目的、限度額の順に読み上げます。庁舎整備事業債（周辺環境整備）としまして1億8千500万円。防災倉庫建設事業債としまして2千400万円。臨時財政対策債1億9千万円。合計で3億9千900万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続いて一般会計予算に関する説明を順次させていただきます。別冊の歳入歳出予算事業別説明書と予算書を併用しまして説明をさせていただきます。なお、説明に当たりまして些末なところは適宜省略しながら御説明をさせていただきます。

それでは歳入になります。予算書は12、13ページ、説明書は2、3ページをお開きください。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、歳入について、御説明いたします。まず町税でございます。町民税の個人町民税現年課税分でございます。個人町民税につきましては、予算科目として均等割、所得割、分離譲渡から構成されているものでございます。

均等割でございますが、賃金上昇の伸び、みなみ地区等の人口増などから、課税対象者数の増を見込み、前年度比57万4千円の増を見込んでおります。

所得割につきましては、近年の景気を踏まえ、課税標準額の増、転入等による人口増などから、納税義務者数の増を見込み、前年度比1千860万円の増を見込んでおります。

二つ飛ばしまして、町民税の法人の現年課税分でございます。こちらにつきましては、均等割、法人税割で構成されてございます。均等割につきましては、税率区分が9区分に分かれてございます。342社、4千682万円を見込んでございます。法人税割につきましては、3段階に分かれた税率となつてございます。税制改正による税率の引き下げ相当分の影響は、令和2年11月から出始めます。税率改正の影響及び近年の申告納付の状況を踏まえまして、対前年度比3千300万円の減を見込んでございます。

1ページおめくりください。固定資産税になります。固定資産税の現年課税分でございます。固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産、配分の四つから構成されてございます。それぞれの標準税率、件数、前年度比等につきましては、説明書記載のとおりでございます。なお、償却資産につきましては、町内事業所で新規取得がございましたことから、前年度比で21.3%の増となっております。

二つ飛ばしまして、軽自動車税でございます。軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割で構成されてございます。環境性能割につきましては、令和元年10月1日からとなつてございますが、軽自動車取得時に車両の燃費性能に応じて市町村税として課される税でございます。臨時的軽減措置、過去の軽自動車取得実績等を踏まえ、前年度比164万1千円の増を見込んでおります。

続きまして、種別割の現年課税分でございますが、説明書は6、7ページから8、9ページになります。原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、小型2輪車から構成されてございます。各種別区分につきましては、近年の税制改正により複雑化されてございます。それぞれの各種別、区分における税率、見込み台数、見込額につきましては、説明書に記載のとおりでございます。

続きまして、町たばこ税の現年課税分でございます。説明書は同じく8、9ページになります。近年の状況としまして、健康志向の高まり、1箱当たりの価格の上昇などが影響してたばこの売り上げ本数は減少傾向でございますが、令和2年10月から税率が引き上げられることから前年度比で113万5千円の増を見込んでございます。

○産業振興課長（遠藤孝一）

二つ飛ばしまして、地方譲与税、細節が森林環境譲与税です。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づくもので、私有林、人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%により譲与されるものでございます。

○財務課長（田中栄之）

説明書10ページ、11ページに移ります。上から二つ目になります。6款法人事業税交付金です。地方法人特別税、譲与税制度廃止によりまして、市町村分の法人住民税割の減収が生じてまいります。これにつきまして、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付をされるものでなっております。本来は従業員数で配分されるものでございますけれども、令和2年度につきましては経過措置として法人税割額により配分をされるとされてございます。

続いて7款地方消費税交付金です。県収納額の2分の1が交付されるものでございます。消費税率改正による影響を見込んでございます。

三つ飛ばしまして、10款地方交付税、一つ目が特別交付税、普通交付税で算定し切れない特別な財政需要につきまして対応して交付されるものでございます。

その一つ下、普通交付税でございます。令和2年度も引き続き交付される見込みとなっております。ただし、一昨年を法人町民税税収の精算額が縮小されたことに伴いまして、全体としては増収を見込んでいるところでございます。

○福祉課長（渡邊雅彦）

続きまして、足柄上地区手話奉仕員養成研修事業各市町負担金でございます。こちらにつきましては、3年に一度足柄上地区1市5町協働で実施いたします事業で、開成町が幹事町となり実施いたします。事業実施に当たりまして、開成町以外の1市5町から負担金をいただくものでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、大きく飛びまして14ページ、15ページに移らせていただきます。

真ん中より少し下の部分になります。18款繰入金というところでございます。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金を取り崩すものでございます。こちらは年度間の財政規模の偏重の是正を図る目的で取り崩しを行います。1億5千万円を予定してございます。

二つ目としまして、3目公共施設整備基金繰入金、こちらも公共施設整備基金を取り崩すものでございます。庁舎整備事業費に7千万円、福祉会館管理費に3千万円を充当する予定で、合計で1億円の取り崩しを予定してございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

次ページ、16ページ、17ページを御覧ください。諸収入、雑入、総務費雑入でございます。上から10個ほど飛ばしまして、中ほど、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村交付金でございます。こちらにつきましては、自治宝くじの売り上げの低迷による配分額の減少によりまして、令和2年度におきましても交付金の減額が見込まれております。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

同じく総務費、雑入、下から四つ目の町民活動サポートセンター設備使用料になります。令和2年10月に開設予定しておりますサポートセンター内に設置されるロッカー使用料金となります。このロッカーは活動団体で所有する備品類等を収納しておくためのもので、希望する団体に月100円で利用できるロッカーとなります。

その下の行政資料等複写代です。同じくサポートセンター及び町民センター利用者が使用するコピー機、印刷機の使用料金になります。

次のページを御覧ください。

○環境防災課長（石井直樹）

資料18ページ、19ページでございます。諸収入、雑入、雑入、衛生費の雑入でございます。資源物売却代でございます。こちらにつきましては、買い取り価格の下落等が昨年秋ごろから顕著に見られ、減収の予算計上となっております。

○保険健康課長（高橋靖恵）

続きまして、細節後期高齢者健康診査事業補助金となります。前年度比393万7千円の増となっております。後期高齢者の健診費用に対する広域連合からの補助率10分の10の歳入となっております。令和2年度から対象者の見直しによる対象者の増となっております。

五つ飛ばしまして、六つ目になります。細節後期高齢者低栄養防止事業補助金となります。こちらは新規事業に対する広域連合からの補助率10分の10の歳入となります。後期高齢者の健診や人間ドックの結果をもとに、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施を行う費用となっております。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

続きまして、説明資料20ページ、21ページ、予算書32ページになります。教育費雑入のオリンピック観戦ツアー参加者負担金になります。7月23日に開催されますサッカー競技及び7月31日に開催されます野球競技の親子観戦ツアーの参加者負担金9万円でございます。それぞれ二人一組で10組ずつを予定しているものでございます。

○教育総務課長（中戸川進二）

続きまして、その下、東京2020オリパラ観戦チケット負担金でございます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦には、大会組織委員会から学校連携チケットとして学校行事に位置づけることを条件に、子ども、保護者、引率教員の3者を対象に観戦チケットを手配する仕組みができ、本町におきましても学校と調整の上、全部で150人分の参加を想定し、歳出側でチケット購入費を予算措置してございます。そのうち、保護者分については、全額自己負担分とし、58人相当分、11万7千円を負担していただくものです。なお、本件にかかるその他の収入として、生徒のチケット代一人2千200円のうち500円については県からの補助金を76人分予算措置計上させていただいております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、21款町債、1目総務債、庁舎整備事業債でございます。庁舎整備事業費に充当するために交付税措置をされる起債を活用するものでございます。元利償還金の約25%が後年地方交付税措置される見込みでございます。

一つ飛ばしまして、臨時財政対策債、前述いたしました普通交付税と合わせまして合計4億円を見込んでいるところでございます。